

小名浜港 港湾計画の改訂 説明資料

《 目 次 》

1. 港湾計画の改訂について	1
2. 小名浜港長期構想	2
3. 長期構想に基づく港湾計画の方針	3
4. 港湾計画の改訂内容	
港湾の能力	5
港湾施設の規模及び配置	7
港湾の効率的な運営に関する事項	13
その他重要事項	14



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

平成29年1月
福島県

港湾計画の改訂

〔 港湾法第三条の三の規定による 〕

小名浜港は、平成15年の港湾計画改訂以降12年が経過しており、その間、東日本大震災等による社会経済情勢の変化に伴い、小名浜港を取り巻く環境も大きく変化していることから、これらに対応するため平成40年代前半を目標とし、港湾計画を改訂する。

長期構想と港湾計画

小名浜港長期構想(平成28年12月策定)

- ・ 20年から30年程度先を見通した小名浜港の将来像
- ・ 将来目標、長期的な港湾整備の方向性
- ・ 港湾利用のゾーニング

長期構想のうち
短中期的施策を抽出

小名浜港港湾計画

- ・ 10年から15年程度先を
目標とした空間計画

◆小名浜港が果たす役割

小名浜港の将来像

- 南東北地域から、東日本地域の物流拠点を目指す。
- 観光振興を支える県内の交流拠点として、更なる飛躍を目指す。
- 震災の教訓を忘れず、確実に機能する防災拠点を目指す。

小名浜港の特徴

- ・福島県・東北地方の産業活動を支える基盤・物流拠点
- ・石炭など燃料の輸入・供給拠点（国際バルク戦略港湾）
- ・福島県内有数の観光拠点
- ・水産業の拠点

関連計画などの位置づけ

- ・港湾機能の強化・高度化
- ・産業の強化・誘致・創出
- ・みなとの賑わい創出
- ・水産業の振興

【小名浜港が果たす役割】

地域産業やエネルギー供給を支える物流拠点

地域の賑わいや観光振興を支える交流拠点

災害時に市民生活や企業活動を支える防災拠点

小名浜港の要請・課題

《港湾機能の強化・高度化》

- ・滞船の解消
- ・大水深岸壁の確保
- ・野積場・倉庫・産業用地の確保
- ・コンテナサービスの拡充

《みなとの賑わい・交流》

- ・みなとの賑わい創出
- ・市街地と港湾の連続性の確保
- ・マリーナ施設の復旧・再建
- ・クルーズ客船の誘致と対応

《防災・安全安心》

- ・航路・避難泊地の確保
- ・静穏度の確保
- ・施設の老朽化・陳腐化への対応
- ・安全・安心なみなとづくり
- ・地震・津波などの自然災害への対応（ソフト・ハード）
- ・災害時物流の確保

◆ 港湾計画の方針

【長期構想（目指すべき方向性）】

《地域産業やエネルギー供給を支える物流拠点》

- (1) 船舶の大型化に対応する
国際物流ターミナル機能の確保及び強化
- (2) 港湾全体の利用再編や
交通ネットワーク強化等による
効率的・効果的な港湾機能の確保

《地域の賑わいや観光振興を支える交流拠点》

- (3) 臨海部における親水空間の形成や
クルーズ客船の誘致による交流空間の創出
- (4) 地域社会との協働・連携による
観光振興やみなとまちの賑わい創出

《災害時に市民生活や企業活動を支える防災拠点》

- (5) 東日本大震災を踏まえた安全・安心の確保

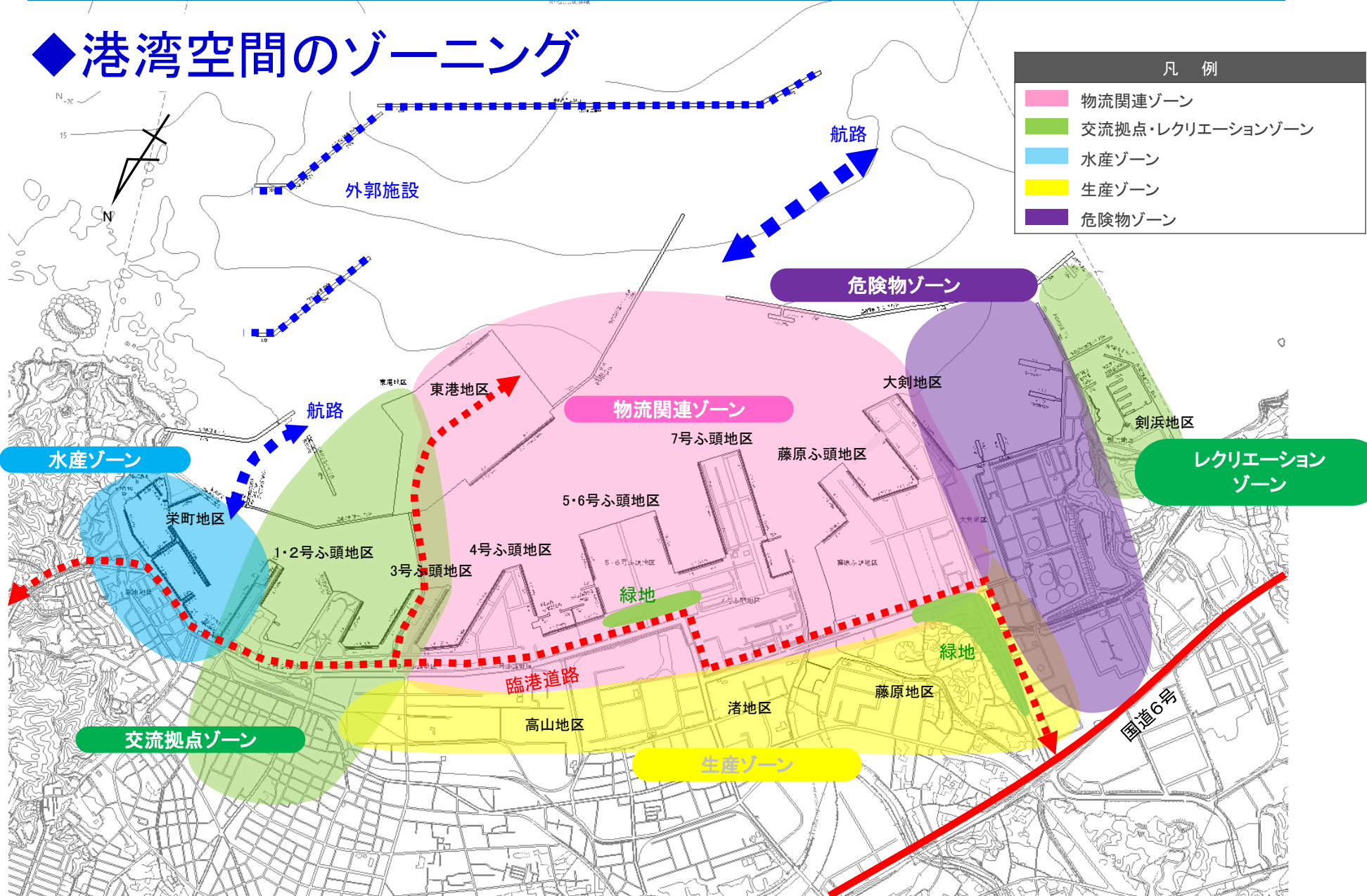
【港湾計画の方針】

- 国際バルク戦略港湾として、石炭専用船の大型化などの海運動向に的確に対応し、東港地区における大水深岸壁や荷役機械等の施設整備、ターミナル用地拡張を図り、国際物流ターミナル機能を強化する
- コンテナサービスの拡充を図るとともに、コンテナヤードの狭隘化に対応するためコンテナターミナル機能を強化する など

- 市民や来訪者への身近な親水空間の提供や、クルーズ客船需要、海洋性レクリエーション需要に対応するため、魅力ある多様な親水空間を創出する など

- 地域防災計画に基づく緊急物資輸送ルートの確保や、港湾BCPに基づく実施体制を確立し安全・安心の確保に貢献する など

◆ 港湾空間のゾーニング



港湾計画の改訂内容 (港湾の能力)

◆ 目標年次における取扱貨物量

＜既定計画H15策定(平成30年代前半)＞

取扱貨物量	外貿 (うち外貿コンテナ)	1,100万トン (4万TEU)
	内貿 (うち内貿コンテナ)	1,170万トン (1万TEU)
	合計 (うちコンテナ)	2,270万トン (4万TEU)



＜今回計画(平成40年代前半)＞

取扱貨物量	外貿 (うち外貿コンテナ)	1,530万トン (3万TEU)
	内貿 (うち内貿コンテナ)	1,010万トン (1万TEU)
	合計 (うちコンテナ)	2,540万トン (4万TEU)

※端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

(単位:千トン)

品目	震災前 H22	現状 H26(A)	既定計画 (B)	改訂計画 (C)	増減 (C)-(A)	増減 (C)-(B)	設定の考え方
原木	1	16	492	1	△15	△491	震災前H22程度
その他林産品	84	116	19	1,045	+941	+1,038	新たなバイオマス発電で使用する木材チップの増加
金属鉱	1,113	1,041	1,144	1,046	+5	△98	H26現状程度
石炭	6,073	9,843	9,191	16,000	+6,157	+6,809	新たな石炭火力発電などで使用する石炭の増加
石材	180	246	715	129	△117	△586	震災復興需要終了、H22以前の水準
原油	1,281	871	1,578	870	△1	△708	H26現状程度
非金属鉱物	405	334	403	574	+240	+171	火力発電の副産物(石炭灰、スラグ)の増
完成自動車	3	0	479	0	±0	△479	中古車輸出の企業進出が見込めなくなった。
セメント	601	693	921	693	±0	△228	H26現状程度
石油製品	1,270	1,063	1,708	1,062	△1	△646	H26現状程度
その他石油製品	21	17	1,133	15	△2	△1,118	H26現状程度
化学薬品	749	626	541	623	△3	+82	H26現状程度
雑工業品	17	10	175	239	+229	+64	コンテナ(建築資材、衛生用品等)の増加
特殊品	628	555	1,066	622	+67	△444	震災前H22程度
その他	2,427	2,463	3,183	2,467	+4	△716	H26現状程度
合計	14,853	17,894	22,748	25,398	+7,504	+2,650	

港湾計画の改訂内容 (港湾の能力)

◆増加を見込む主な貨物

・石炭

(単位:千トン)

荷主名	出入	現状貨物量 (H26)	増加量	設定値 H40年代 前半
新石炭火力発電A	輸入	-	1,800	1,800
新石炭火力発電B	輸入	-	1,800	1,800
石炭火力発電C	輸入	3,720	-	3,720
石炭火力発電D	輸入	2,800	-	2,800
石炭火力発電E	輸入	180	-	180
製造業	輸入	200	-	200
商社	輸入	-	500	500
その他	輸入	90	-	90
新石炭火力発電A	移出	-	1,800	1,800
石炭火力発電D	移出	2,800	-	2,800
商社	移出	-	250	250
その他	移入	60	-	60
合計	輸出	-	-	-
	輸入	6,990	4,100	11,090
	移出	2,800	2,050	4,850
	移入	60	-	60
	合計		9,850	6,150

・木材チップ

(単位:千トン)

荷主名	出入	現状貨物量 (H26)	増加量	設定値 H40年代 前半
火力発電	輸入	47	43	90
新火力発電A	輸入	-	350	350
新火力発電B	輸入	-	500	500
合計	輸入	47	893	940

・コンテナ貨物

(単位:TEU)

内外、出入別		現状貨物 (H26)	増加量	設定値 H40年代 前半
外 貿	輸出	2,338	7,878	10,216
	輸入	7,719	12,576	20,295
内 貿	移出	1,132	482	1,614
	移入	2,456	4,783	7,239
合 計		13,645	25,719	39,364

港湾計画の改訂内容 (港湾施設の規模及び配置)

◆東港地区

【公共埠頭計画、水域施設計画】

- ・小名浜港の石炭取扱量は、今後新規発電所建設等により1,600万トが見込まれる。
- ・既存ふ頭においては、約700万ト程度が取扱量の上限であり、現状でも滞船が発生していることから、残りの約900万トを東港へ配分する。
- ・東港第1岸壁だけでは荷さばき能力が不足することから、第2岸壁を、コンテナ用岸壁(コンテナ船3万ト)から石炭用岸壁に変更し、大型の石炭輸送船(17万5千ト)に対応した規模とする。なお、コンテナヤードは、大剣地区に確保する。
- ・公共埠頭計画(岸壁)の変更に対応した水域施設(泊地、航路・泊地)の変更。

<既定計画>

岸壁名	主な対象貨物	水深	延長	水域施設名	面積
東港第1岸壁	石炭	-20m	370m	泊地、航路・泊地	79ha
東港第2岸壁	コンテナ	-12m	240m	泊地、航路・泊地	9ha
東港第3岸壁	鉱産品等	-14m	280m	泊地、航路・泊地	19ha

<今回計画>

施設名	主な対象貨物	水深	延長	水域施設名	面積
東港第1岸壁	石炭	-20m	370m	泊地、航路・泊地	79ha
東港第2岸壁	石炭	-20m	370m	泊地、航路・泊地	17ha
東港第3岸壁	鉱産品等	-14m	280m	泊地、航路・泊地	19ha

【土地利用計画】

- ・埠頭用地について、東港地区で取扱う貨物を野積みするために必要となる用地(51.7ha)を確保する。

(単位:ha)

項目	既定計画	今回計画	増減	備考
埠頭用地	31.5	51.7	+20.2	石炭の貨物量の増加に伴う増
交通機能用地	1.3	2.0	+0.7	臨港交通施設(道路)の延伸
緑地	5.9	6.5	+0.6	港湾環境整備施設(緑地)の配置計画見直しによる増
港湾関連用地	15.1	10.7	△4.4	中古車の取扱量の減少に伴う減
東港地区合計	53.8	70.9	+17.1	
(うち新たな埋立造成)	—	(16.3)		

②

③

④

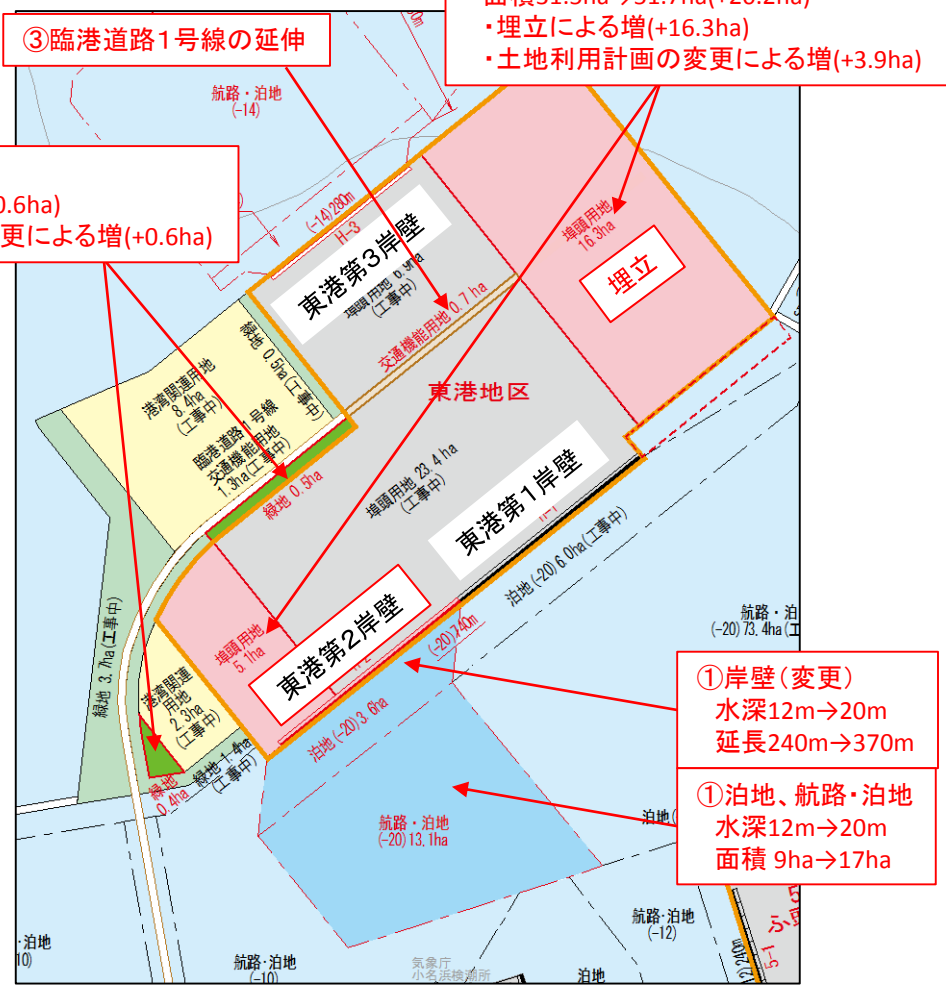
港湾計画の改訂内容 (港湾施設の規模及び配置)

◆東港地区

<既定計画>



<今回計画>



④緑地
面積5.9ha→6.5ha(+0.6ha)
・土地利用計画の変更による増(+0.6ha)

③臨港道路1号線の延伸

②埠頭用地
面積31.5ha→51.7ha(+20.2ha)
・埋立による増(+16.3ha)
・土地利用計画の変更による増(+3.9ha)

①岸壁(変更)
水深12m→20m
延長240m→370m

①泊地、航路・泊地
水深12m→20m
面積9ha→17ha

港湾計画の改訂内容 (港湾施設の規模及び配置)

◆ 藤原ふ頭地区

【公共埠頭計画、水域施設計画】

- ・木材チップが既定計画5万トから94万トに増加し、藤原第1、第2岸壁だけでは岸壁が不足することから藤原先端に新藤原第3岸壁を確保。
- ・大剣ふ頭の埋立により藤原第3・第4岸壁を廃止し、鋼材、再利用資材等の取扱貨物は新大剣第2岸壁へシフト。
- ・公共埠頭計画(岸壁)の変更に対応した水域施設(泊地)の変更。

<既定計画>

施設名	取扱貨物	水深	延長	水域施設	面積
藤原第1岸壁	原木、製材等	-10m	185m	泊地	2ha
藤原第2岸壁		-12m	240m	泊地	1ha
藤原第3岸壁	鋼材、再利用資材、 非金属鉱物等	-10m	185m	泊地	1ha
藤原第4岸壁		-7.5m	130m	泊地	1ha

<今回計画>

施設名	取扱貨物	水深	延長	水域施設	面積
藤原第1岸壁	原木、製材、 非金属鉱物等	-10m	185m	泊地	2ha
藤原第2岸壁		-12m	240m	泊地	1ha
新藤原第3岸壁	木材チップ等	-10m	170m	泊地	1ha
藤原第3岸壁		-10m	185m	泊地	1ha
藤原第4岸壁		-7.5m	130m	泊地	1ha

①
廃止

【土地利用計画】

- ・木材チップの倉庫等の用地が必要であることから、23.2haを埠頭用地から港湾関連用地へ変更。

(単位:ha)

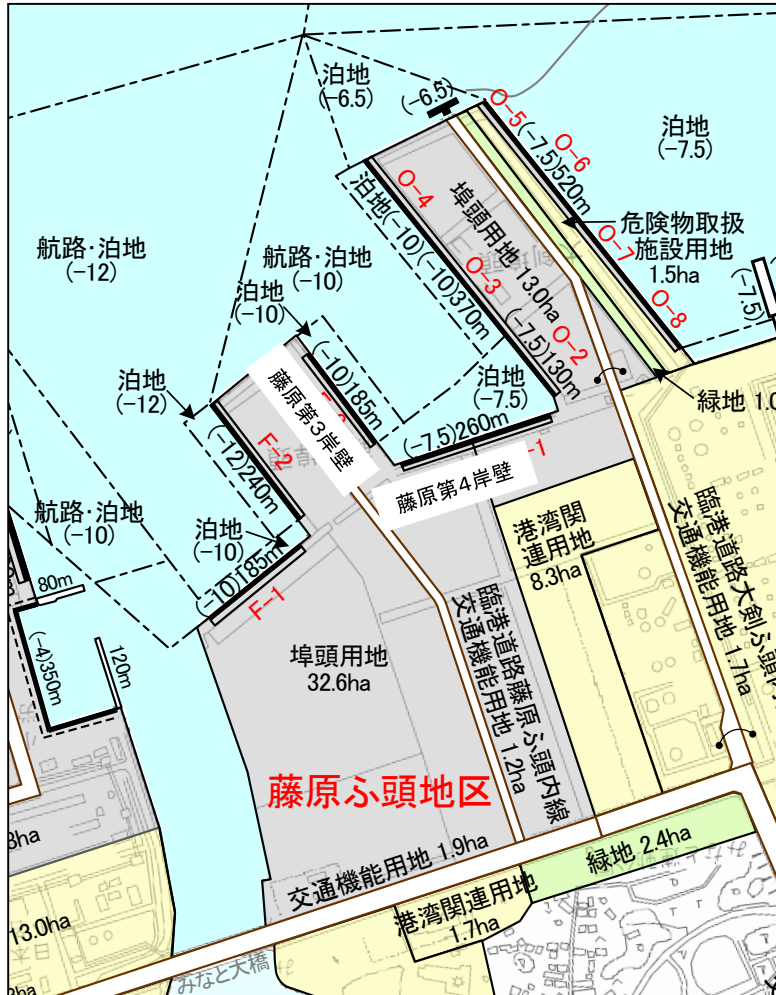
項目	既定計画	今回計画	増減	備考
埠頭用地	33.8	10.0	△23.8(△0.6)	港湾関連用地への変更による減 ※()内はふ頭先端の撤去部
港湾関連用地	0	23.2	+23.2	

②

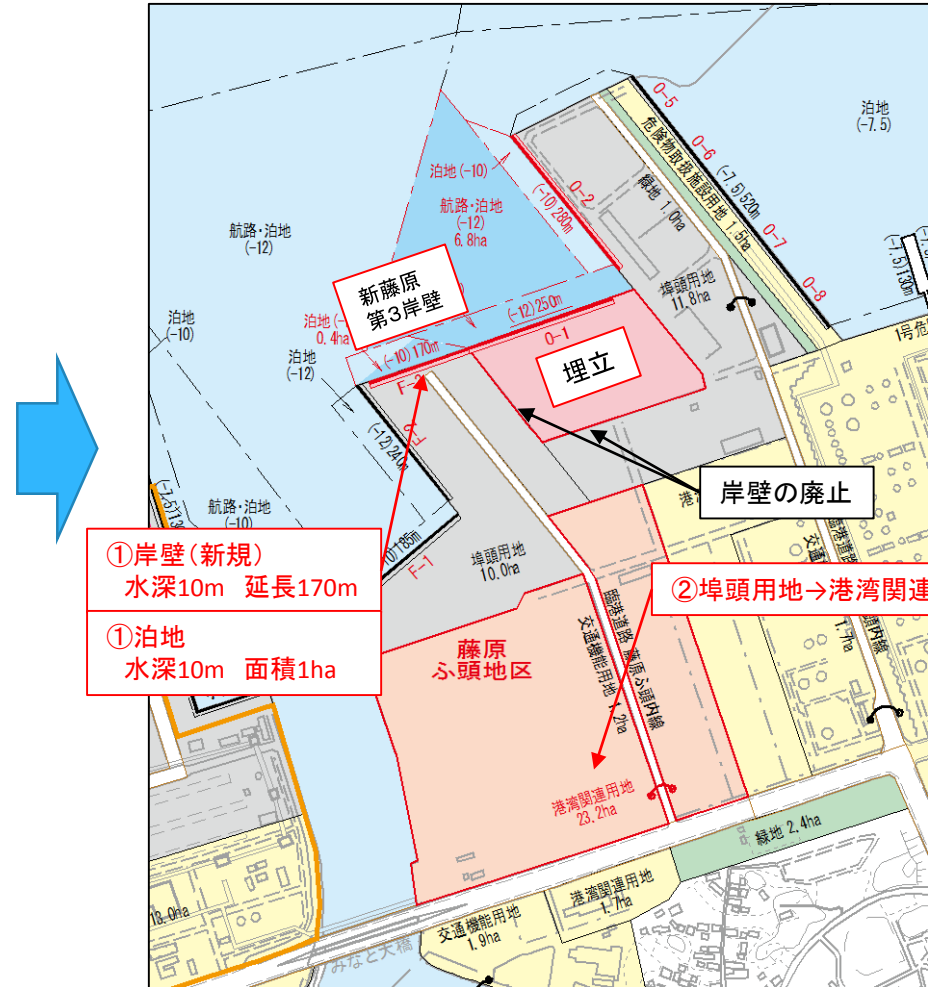
港湾計画の改訂内容 (港湾施設の規模及び配置)

◆ 藤原ふ頭地区

<既定計画>



<今回計画>



- ①岸壁(新規)
水深10m 延長170m
- ①泊地
水深10m 面積1ha
- ②埠頭用地→港湾関連用地(23.2ha)

港湾計画の改訂内容 (港湾施設の規模及び配置)

◆大剣地区

【公共埠頭計画、水域施設計画】

- ・コンテナ船の大型化に伴い、水深12mの新大剣第1岸壁を確保。
- ・公共埠頭計画(岸壁)の変更に対応した水域施設(泊地、航路・泊地)の変更。
- ・ふ頭の埋立により大剣第1、第2岸壁を廃止し、鋼材、再利用資材等の取扱貨物は新大剣第2岸壁へシフト。

<既定計画>

施設名	取扱貨物	水深	延長	水域施設	面積
大剣第1岸壁	鋼材、再生資材、 非金属鉱物等	-7.5m	130m	泊地	1ha
大剣第2岸壁		-7.5m	130m	泊地	1ha
大剣第3、4岸壁	コンテナ	-10m	370m	泊地、 航路・泊地	12ha



<今回計画>

施設名	取扱貨物	水深	延長	水域施設	面積
大剣第1岸壁		-7.5m	130m	泊地	1ha
大剣第2岸壁		-7.5m	130m	泊地	1ha
新大剣第1岸壁	コンテナ	-12m	250m	泊地、 航路・泊地	9ha
新大剣第2岸壁	再利用資材、 鋼材等	-10m	280m	泊地	1ha

廃止

①

②

【土地利用計画】

- ・コンテナ取扱量の増加により、コンテナヤードが不足していることから、大剣地区において5.4haを埋立により確保。

(単位: ha)

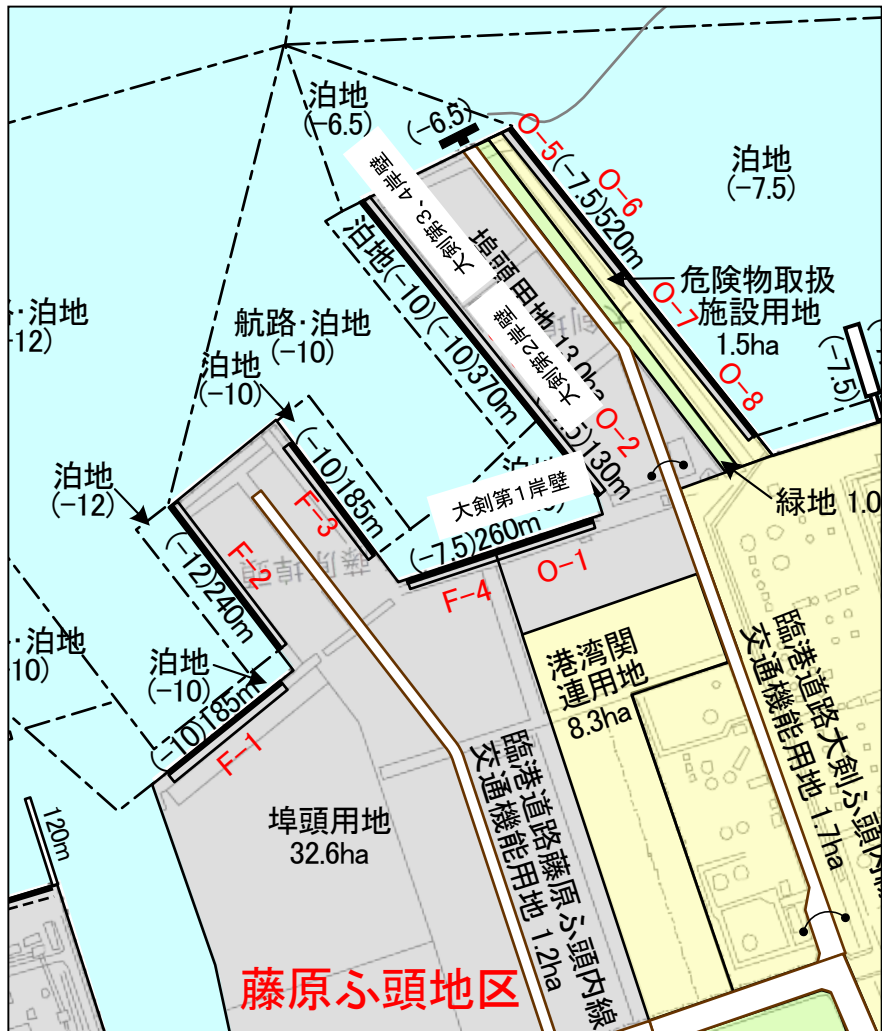
項目	既定計画	今回計画	増減	備考
埠頭用地	11.8	17.2	+5.4	埋立による増(コンテナヤード)

③

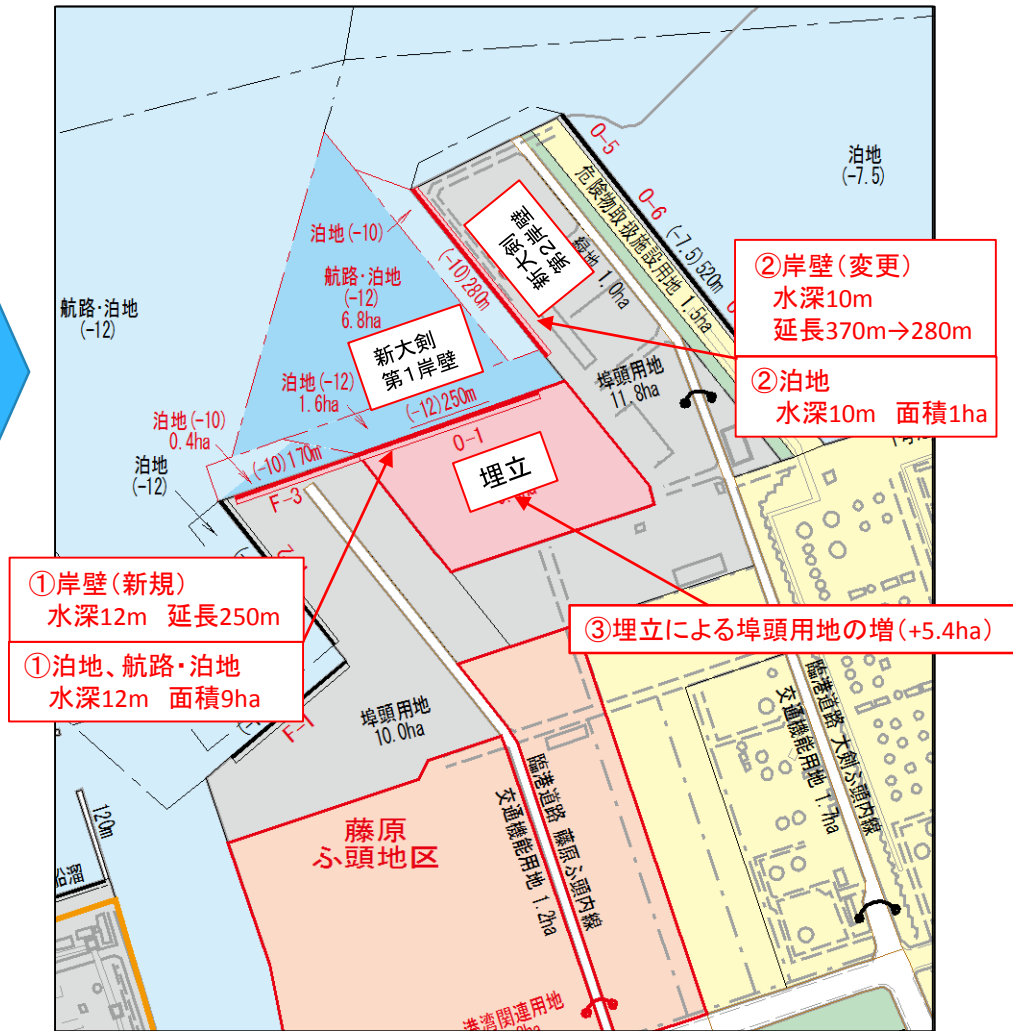
港湾計画の改訂内容 (港湾施設の規模及び配置)

◆大剣地区

<既定計画>



<今回計画>



港湾計画の改訂内容 (港湾の効率的な運営に関する事項)

◆効率的な運営を特に促進する区域(臨海部産業エリア)(東港地区)

・主として石炭等のバルク貨物を取り扱う埠頭の効率的な運営を特に促進する区域(臨海部産業エリア)を以下のとおり変更する。

<既定計画>



<今回計画>

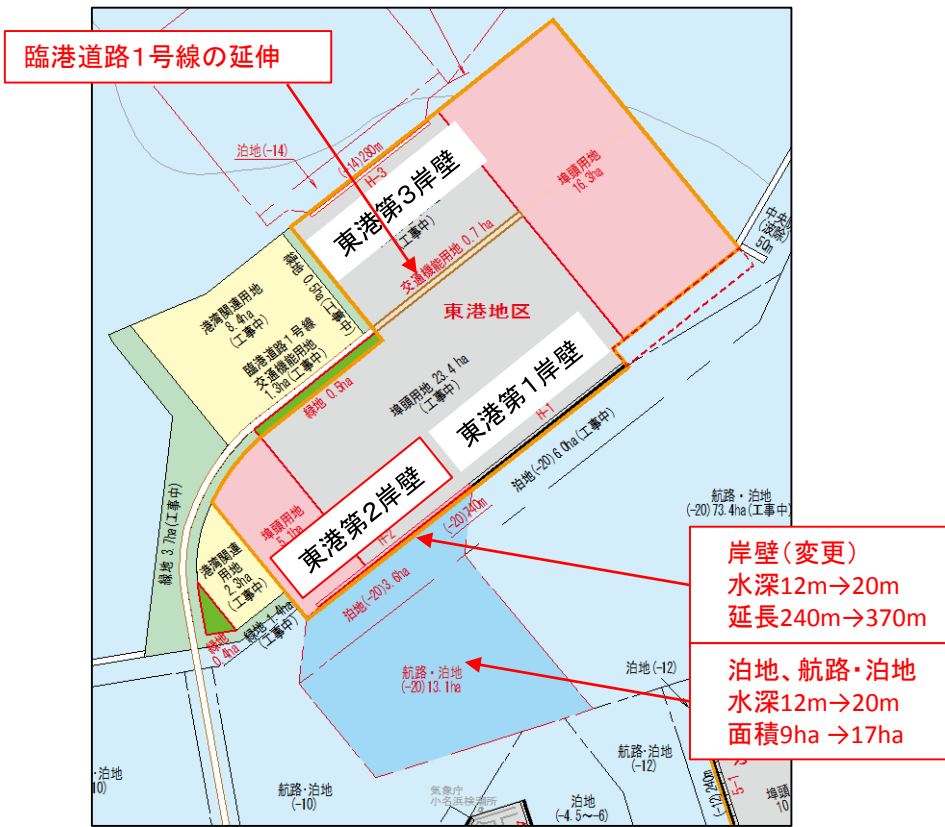


港湾計画の改訂内容 (その他重要事項)

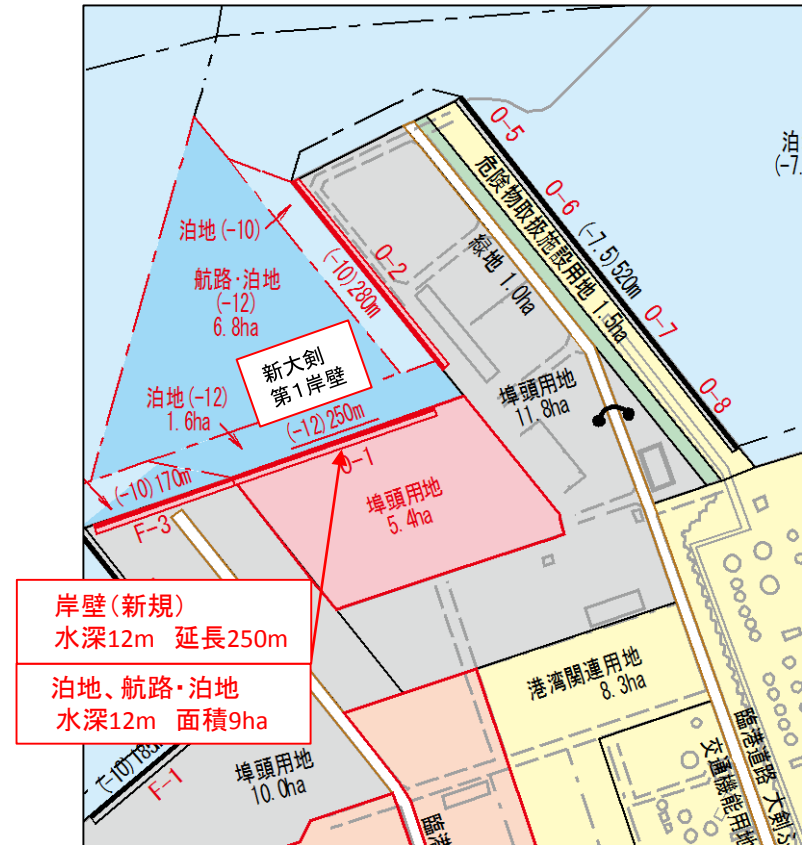
◆国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

・国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設のうち、今回新規又は変更となる施設は以下のとおり。

<東港地区>



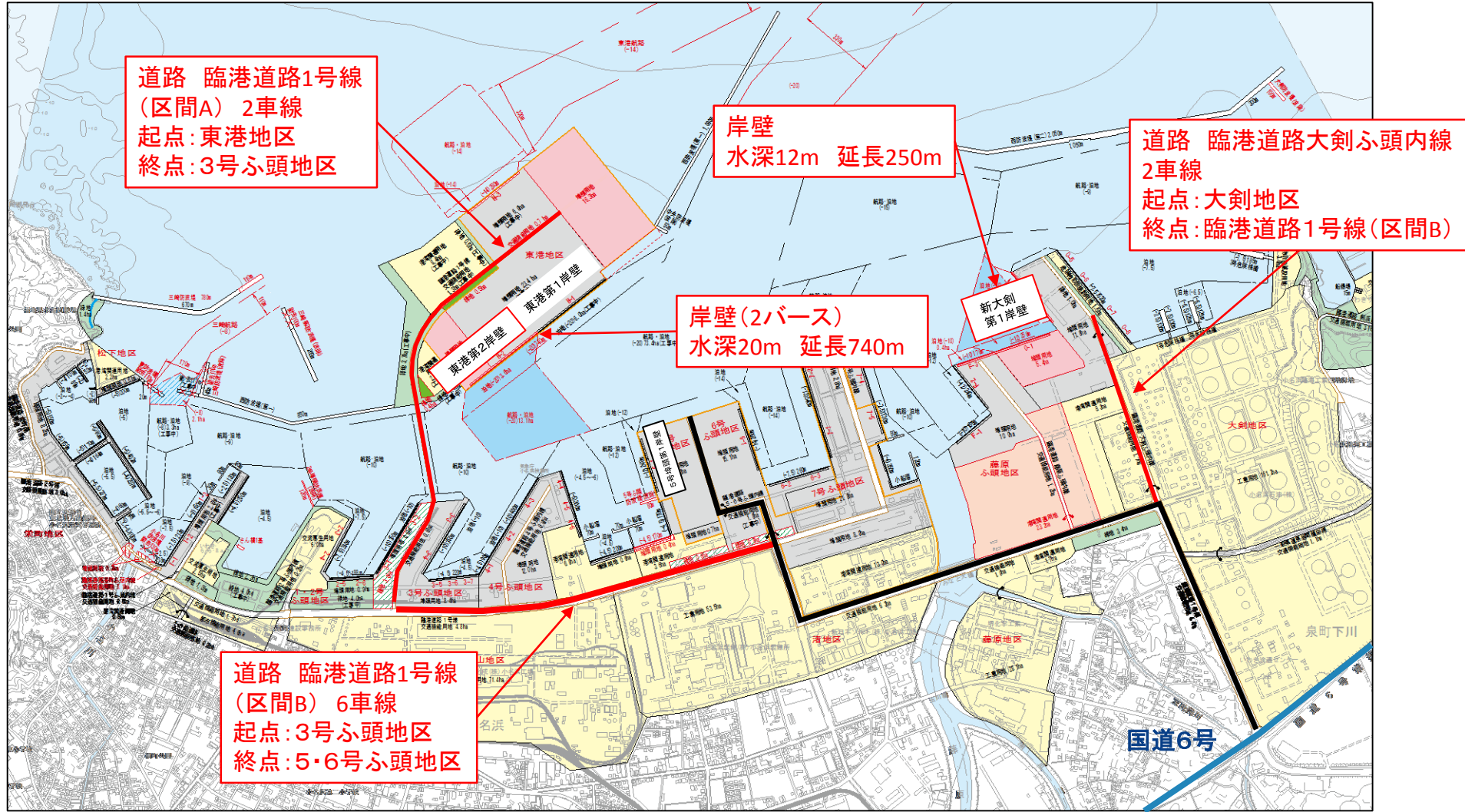
<大剣地区>



港湾計画の改訂内容 (その他重要事項)

◆大規模地震対策施設 (幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設)

・幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設のうち、今回新規又は変更となる施設は以下のとおり。

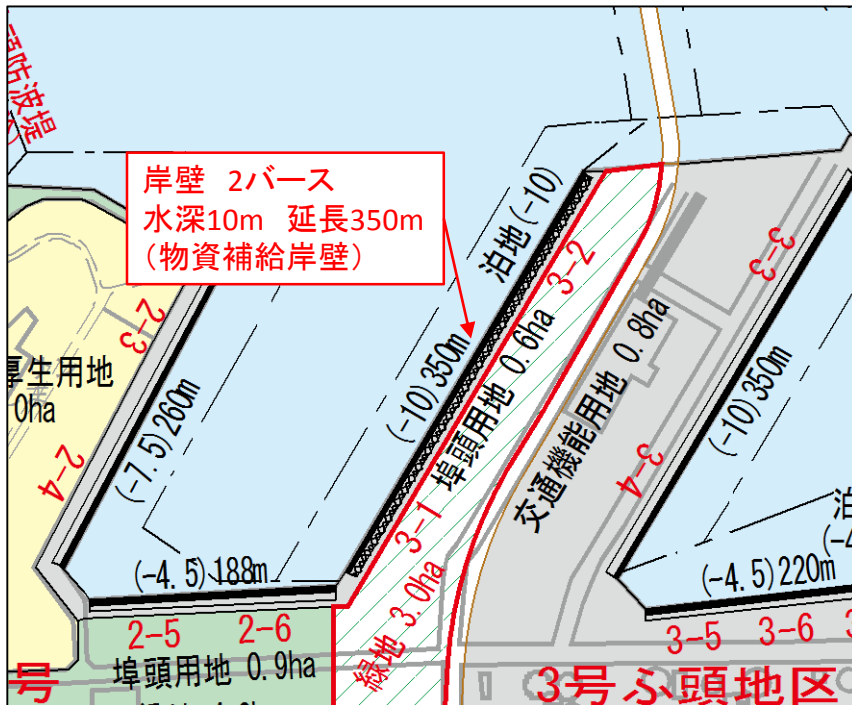


港湾計画の改訂内容 (その他重要事項)

◆物資補給のための施設

- ・貨物船、作業船等の待機並びに物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を計画する。

<3号ふ頭地区>



◆岸壁の将来構想

- ・東港地区の一部については、将来の貨物需要に対応するための岸壁の将来構想とし、今後、その具体化を検討する。

<東港地区>



<港湾計画の改訂イメージパース>

